

1 構造基準等

- 1) 法第 12 条の 4 の環境省令で定める基準（※有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、「有害物質使用特定施設等」という。）に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準（構造基準等））については、以下の表 1-1 から表 6-1 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。
- 2) 法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設等（設置の工事がなされているものを含む。）の構造基準等については、以下の表 1-2 から表 6-2 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。

2 定期点検等

- 1) 法第 14 条第 5 項の規定による点検は、目視等（目視等による方法が困難であって設備等を用いる場合を除く。以下、同じ。）により、以下の表 1-1 から表 6-1 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設等（設置の工事がなされているものを含む。）の点検については、目視等により、以下の表 1-2 から表 6-2 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。
- 2) 1) の点検により、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい若しくは又は地下への浸透（以下「漏えい等」という。）が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3) 1) の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。
  - ① 点検を行った有害物質使用特定施設等
  - ② 点検の方法及び結果
  - ③ 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容
  - ④ 点検実施年月日
  - ⑤ 点検実施責任者及び点検を実施した者の氏名
- 4) 1) の点検によらず有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が確認された場合には、3) に準ずる取扱いとすることとし、記録すべき事項は以下の通りとするその内容及び対応結果を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。
  - ① 異常等が確認された有害物質使用特定施設等
  - ② 異常等の内容
  - ③ 補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容
  - ④ 異常等を確認した年月日
  - ⑤ 異常等を確認した者の氏名

(参考)

表 1-1 床面及び周囲

表 1-2 床面及び周囲 (既設)

表 2-1 施設本体

表 2-2 施設本体 (既設)

表 3-1 配管等 (地上配管)

表 3-2 配管等 (地上配管) (既設)

表 4-1 配管等 (地下配管)

表 4-2 配管等 (地下配管) (既設)

表 5-1 排水溝等

表 5-2 排水溝等 (既設)

表 6-1 地下貯蔵施設

表 6-2 地下貯蔵施設 (既設)

表 7 使用の方法

表1-1 床面及び周囲

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法										
新設 基準 A基準	<p>1 床面及び周囲の構造</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の本体が設置される等の設置場所の床面及び周囲は、次の①から④のいずれにも適合すること、又は⑤に適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>① 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料による構造とすること。</p> <p>② 床面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、<u>必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</u></p> <p>③ 周囲は、有害物質を含む水の流出を防止することのできる防液堤、側溝（流出防止溝）、ためます（受槽）若しくはステンレス鋼の受け皿（以下、「防液堤等」という。）、又はこれらと同等以上の機能を有するものを設置すること</p> <p>④ ③の防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること。</p> <p>⑤ ①～④と同等以上の<u>効果を有する措置が講じられていること。</u></p> <p>ただし、</p> <p>① 有害物質使用特定施設等の設置場所の床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視で容易に確認できるものである場合には上記①から⑤は適用しない。</p> <p>② 有害物質使用特定施設等に付帯する配管等（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等を含む。以下「配管等」という。）であって、床面から離して設置されている場合、その設置場所の床面及び周囲（有害物質使用特定施設等の設置場所の周囲を除く。）には上記①から⑤は適用しない。</p>	<p>1 床面及び周囲の構造に係る点検</p> <p>1) 「1 床面及び周囲の構造」の1)の①～④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 368 2150 496"> <tr> <td data-bbox="1220 368 1825 453">① 床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 368 2150 453">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 453 1825 496">② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無</td> <td data-bbox="1825 453 2150 496">1年に1回以上</td> </tr> </table> <p><del>なお、「1 床面及び周囲の構造」の1)の③において、同等以上の機能を有するものを設置する場合は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</del></p> <table border="1" data-bbox="1220 624 2150 667"> <tr> <td data-bbox="1220 624 1825 667">④ <del>措置に応じた定期点検の項目</del></td> <td data-bbox="1825 624 2150 667">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>2) 「1 床面及び周囲の構造」の1)の⑤に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 836 2150 879"> <tr> <td data-bbox="1220 836 1825 879">① 措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1825 836 2150 879">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>3) 「1 床面及び周囲の構造」の1)のただし書きの①の場合は次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1048 2150 1134"> <tr> <td data-bbox="1220 1048 1825 1134">① <u>床の下への有害物質を含む水の漏えいの床面のひび割れ等の異常の有無</u></td> <td data-bbox="1825 1048 2150 1134">1月に1回以上</td> </tr> </table>	① 床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無	1年に1回以上	④ <del>措置に応じた定期点検の項目</del>	点検項目に応じた頻度	① 措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度	① <u>床の下への有害物質を含む水の漏えいの床面のひび割れ等の異常の有無</u>	1月に1回以上
① 床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上											
② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無	1年に1回以上											
④ <del>措置に応じた定期点検の項目</del>	点検項目に応じた頻度											
① 措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度											
① <u>床の下への有害物質を含む水の漏えいの床面のひび割れ等の異常の有無</u>	1月に1回以上											

表1-2 床面及び周囲（既設）

既設基準	1既設 床面及び周囲の構造	1既設 床面及び周囲の構造に係る点検				
A基準	1) 既設の有害物質使用特定施設等の <b>本体が設置される設置場所の</b> 床面及び周囲は、次の各号のいずれかによること。	1) 「1既設 床面及び周囲の構造」の1)の①に係る点検は、「1 床面及び周囲の構造に係る点検」による。				
B基準	① 「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。	2) 「1既設 床面及び周囲の構造」の1)の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。				
	② 次の表のイに掲げる要件のいずれかに該当する場合には、ロに掲げる基準の(1)及び(2)又は(1)及び(3)のいずれかの要件に適合すること。					
イ	(1) 有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (2) 施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (3) 施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 486 1825 574">① 床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 486 2170 574">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 574 1825 662">② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1825 574 2170 662">1月に1回以上</td> </tr> </table>	① 床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上
① 床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上					
② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上					
ロ	(1) 施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準 (2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置 <u>その他のなど</u> 、漏えい等を確認できる構造とすること。 (3) (2)と同等以上の <u>効果を有する措置</u> が講じられていること。	ただし、上記2)の②と同等以上の点検項目及び頻度と認められる点検を行う場合には、この限りではない。				
	③ <u>施設本体が、有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるよう床面から離して設置され、施設本体の下部の床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合には、施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。</u>	3) 「1既設 床面及び周囲の構造」の1)の③に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 1204 1825 1292">① 床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 1204 2170 1292">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1292 1825 1377">② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1825 1292 2170 1377">1月に1回以上</td> </tr> </table>	① 床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上
① 床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上					
② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上					

C基準	2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「1既設 床面及び周囲の構造に係る点検」の3)に定める点検を行わなければならない。	3) 「1既設 床面及び周囲の構造」の2)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1220 199 2150 279"> <tr> <td data-bbox="1220 199 1276 279">①</td> <td data-bbox="1276 199 1825 279">床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 199 2150 279">1月に1回以上</td> </tr> </table>	①	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上
①	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上			

※地下貯蔵施設については、表1-1又は表1-2にはよらず、表6-1又は表6-2による。

表2-1 施設本体

新設 基準 A基準	2 施設本体	2 施設本体に係る点検	
	※規定せず	1) 施設本体に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。	
		① 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上
		② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上

表2-2 施設本体 (既設)

既設 基準 A基準 B基準 C基準	2既設 施設本体	2既設 施設本体に係る点検	
	※規定せず	※「2 施設本体に係る点検」と同じ。	
	※規定せず	※「2 施設本体に係る点検」と同じ。	

※地下貯蔵施設については、表2-1又は表2-2にはよらず、表6-1又は表6-2による。

表3-1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）

新設 基準 A基準	3 配管等（地上配管）	3 配管等（地上配管）に係る点検 1) 「3 配管等（地上配管）」の1)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。						
	<p>1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地上に設置する場合は、次の各号のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、又は漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とすること。</p> <p>① 次のいずれの要件にも適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 配管の外表面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。</p> <p>② 有害物質を含む水の漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置すること。</p>							
		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table>	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上						
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上						

表3-2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）

既設 基準 A基準	3既設 配管等（地上配管）	3既設 配管等（地上配管）に係る点検 1) 「3既設 配管等（地上配管）」の1)の①に係る点検は、「3 配管等（地上配管）に係る点検」による。 2) 「3既設 配管等（地上配管）」の1)の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。						
	<p>1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であって、地上に設置<u>されている</u>場合には、次の各号のいずれかによること。</p> <p>① 「3 配管等（地上配管）」の1)の①に規定する基準に適合すること。</p> <p>② 原則として有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるように設置してあること。</p>							
B基準		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> </table>	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上						
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上						
C基準	2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「3既設 配管等（地上配管）に係る点検」の3)に <u>定める基づく</u> 点検を行わなければならない。	3) 「3既設 配管等（地上配管）」の2)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。						
		<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> </table>	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上						
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上						

表4-1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）

<p>新設 基準 A基準</p>	<p>4 配管等（地下配管）</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地下に設置する場合は、次の①、②、②及び③、又は④のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。</p> <p>① 次の要件のうち、イからハのいずれにも、<del>又はイ及びニ</del>に適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。（※トレンチ内に設置の場合）</p> <p>イ トレンチ（細長い溝）の中に設置し、配管等からの有害物質を含む水の漏えいを確認できる構造とすること。</p> <p>ロ トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料によること。</p> <p>ハ トレンチの底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、<u>必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</u> <del>ニ、ロ及びハと同等以上の措置が講じられていること。</del></p> <p>② 次の要件のいずれにも適合すること。（※地下に埋設する場合）</p> <p>イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 配管の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。</p> <p>③ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の<u>適切な配置</u><del>その他のなど</del>、漏えい等を確認できる設備を設けること。</p>	<p>4 配管等（地下配管）に係る点検</p> <p><u>1-2)</u> 「4 配管等（地下配管）」の1)の①のイからハのいずれの要件にも適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 446 2150 622"> <tr> <td>①</td> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table> <p><del>3) 「4 配管等（地下配管）」の1)の①のイ及びニの要件に適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</del></p> <table border="1" data-bbox="1220 702 2150 837"> <tr> <td>①</td> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td><del>1年に1回以上</del></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><del>「4 配管等（地下配管）」の1)の①のニの要件に係る措置に応じた定期点検の項目</del></td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p><u>2-4)</u> 「4 配管等（地下配管）」の1)の②に適合する場合（②及び③に適合する場合を除く。）の点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 957 2150 1173"> <tr> <td>①</td> <td>配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>その他①と同等以上の<u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい</u>が確認できる方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p><u>3-5)</u> 「4 配管等（地下配管）」の1)の②及び③に適合する場合の点検は、次の①又は②、及び③に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1300 2150 1420"> <tr> <td>①</td> <td>上記<u>2-4)</u>の①の検査</td> <td>3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>その他①と同等以上の<u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい</u>が確認できる方法による点</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	③	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	<del>1年に1回以上</del>	②	<del>「4 配管等（地下配管）」の1)の①のニの要件に係る措置に応じた定期点検の項目</del>	点検項目に応じた頻度	①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上	②	その他①と同等以上の <u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい</u> が確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度	①	上記 <u>2-4)</u> の①の検査	3年に1回以上	②	その他①と同等以上の <u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい</u> が確認できる方法による点	点検項目に応じた頻度
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上																											
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上																											
③	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上																											
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	<del>1年に1回以上</del>																											
②	<del>「4 配管等（地下配管）」の1)の①のニの要件に係る措置に応じた定期点検の項目</del>	点検項目に応じた頻度																											
①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上																											
②	その他①と同等以上の <u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい</u> が確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度																											
①	上記 <u>2-4)</u> の①の検査	3年に1回以上																											
②	その他①と同等以上の <u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい</u> が確認できる方法による点	点検項目に応じた頻度																											



<p>④ その他の①、②、又は②及び③のいずれかと同等以上の<u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい等を防止できる</u>措置を講ずること。</p>		検	
	③	地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月週間に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u>
	<p>4.6) 「4 配管等（地下配管）」の④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p>		
	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
<p><u>ただし、消防法第 11 条第 5 項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を超えない地下埋設配管に関する点検は、次の①又は②に掲げる項目及び頻度で行うことができる。</u></p>			
①	<u>上記2) の①の検査</u>		<u>3年に1回以上</u>
②	<u>その他①と同等以上の効果を有する方法による点検</u>		<u>点検項目に応じた頻度</u>

表4-2 施設本体に付帯する配管等（既設地下配管）

<p>既設 基準 A基準</p>	<p>4既設 配管等（地下配管） 1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であって、地下に設置<u>されている</u>場合には、次の各号のいずれかに適合すること。 ① 「4 配管等（地下配管）」の1) の②に規定する基準に適合すること。</p>	<p>4既設 配管等（地下配管）に係る点検 1) 「4既設 配管等（地下配管）」の1) の①に係る点検は「4 配管等（地下配管）」に係る点検」による。</p>															
<p>B基準</p>	<p>② トレンチ中に設置し、漏えいを確認できる構造としてあること。  ③ 「4 配管等（地下配管）」の1) の③によること。 (再掲) ③ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の<u>適切な配置その他</u><del>の</del>漏えい等を確認できる設備を設けること。  ④ その他の②又は③と同等以上の<u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい等を防止できる</u>措置を講ずること。</p>	<p>2) 「4既設 配管等（地下配管）」の1) の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 486 2150 662"> <tr> <td>①</td> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> </table> <p>3) 「4既設 配管等（地下配管）」の1) の③に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 790 2150 997"> <tr> <td>①</td> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1月週間に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u></td> </tr> </table> <p>4) 「4既設 配管等（地下配管）」の1) の④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1165 2150 1212"> <tr> <td>①</td> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	③	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無	6月に1回以上	①	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月週間に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u>	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上															
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上															
③	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無	6月に1回以上															
①	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月週間に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u>															
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度															
<p>C基準</p>	<p>2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「4既設 配管等（地下配管）」に係る点検」の5) に<u>定める基づく</u>点検を行わなければならない。</p>	<p>5) 「4既設 配管等（地下配管）」の2) に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1316 2150 1436"> <tr> <td>①</td> <td>配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table>	①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上												
①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上															

②	その他①と同等以上の効果を有するに有害物質を含む水の漏えいが確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度
---	--	------------

表5-1 排水溝等

<p>新設 基準 A基準</p>	<p>5 排水溝等</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する<u>排水系統の設備</u>（<u>有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます及び排水ポンプ等を含む。</u>の排水系統の設備（以下、「排水溝等」という。）は、次の①、①及び②、又は③のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透を防止することができる材質及び構造とするか、又は<del>地下への浸透があった場合に地下への浸透を確認できる構造とする</del>こと。</p> <p>① 次の要件のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる強度を有すること。</li> <li>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</li> <li>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、<u>必要な場合は、耐性</u>（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</li> </ul> <p>② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の<u>適切な</u>配置など、地下への浸透を確認できる設備を設けること。</p> <p>③ その他の①又は①及び②と同等以上の<u>効果を有するに排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる措置</u>を講ずること。</p>	<p>5 排水溝等に係る点検</p> <p>1) 「5 排水溝等」の1)の①の基準に適合する場合の点検（①及び②の基準に適合する場合を除く。）は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 534 2150 622"> <tr> <td>①</td> <td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table> <p>2) 「5 排水溝等」の1)の①及び②の基準に適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 742 2150 997"> <tr> <td>①</td> <td>上記1)の点検</td> <td>3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>1月週間に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u></td> </tr> </table> <p>3) 「5 排水溝等」の1)の③に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1125 2150 1173"> <tr> <td>①</td> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	①	上記1)の点検	3年に1回以上	②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月週間に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u>	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上												
①	上記1)の点検	3年に1回以上												
②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月週間に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u>												
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度												

表5-2 排水溝等（既設）

<p>既設 基準</p> <p>A 基準</p> <p>B 基準</p> <p>C 基準</p>	<p>5既設 排水溝等</p> <p>1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝等の構造は、次の①、②、又は③のいずれかに適合すること。</p> <p>① 「5 排水溝等」に規定する基準に適合すること。</p> <p>② 「5 排水溝等」の1)の②に適合すること。 (再掲) ② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置など、地下への浸透を確認できる設備を設けること。</p> <p>③ その他の②と同等以上の効果の有するに排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる措置を講ずること。</p> <p>2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「5既設 排水溝等に係る点検」の4)に定める基づく点検を行わなければならない。</p>	<p>5既設 排水溝等に係る点検</p> <p>1) 「5既設 排水溝等」の1)の①に係る点検は「5 排水溝等に係る点検」による。</p> <p>2) 「5既設 排水溝等」の1)の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1218 491 2152 788"> <tr> <td>①</td> <td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>1月週間に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table> <p>3) 「5既設 排水溝等」の1)の③に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1218 916 2152 959"> <tr> <td>①</td> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>4) 「5既設 排水溝等」の2)に係る点検は、次の①及び②、又は③に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1218 1050 2152 1347"> <tr> <td>①</td> <td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>1月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>その他①及び②と同等以上の効果の有する方法による定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	6月に1回以上	②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月週間に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度	①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上	②	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検	1年に1回以上	③	その他①及び②と同等以上の効果の有する方法による定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	6月に1回以上																		
②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月週間に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)																		
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度																		
①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上																		
②	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検	1年に1回以上																		
③	その他①及び②と同等以上の効果の有する方法による定期点検の項目	点検項目に応じた頻度																		

表6-1 地下貯蔵施設

<p>新設 基準  A 基準</p>	<p>6 地下貯蔵施設</p> <p>1) 地下貯蔵施設本体及び付帯する配管等のうち、地下貯蔵施設本体は、次の①及び②、①から③のいずれにも、又は④のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。</p> <p>① 地下貯蔵施設本体は、次の各号に適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>イ 貯蔵施設本体は、<u>タンク地下室</u>内に設置する構造、二重殻構造又はその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質とすること。</p> <p>ロ 貯蔵施設本体の外表面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。</p> <p>② <u>地下貯蔵施設の内部</u>の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けること<u>その他の有害物質を含む水の量を</u>確認できる措置を講ずること。</p> <p>③ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の<u>適切な配置</u><u>その他</u><u>の</u><u>など</u>、漏えい等を確認できる設備を設けること。</p> <p>④ その他①及び②、又は①から③のいずれにも同等以上<u>の効果を有するに漏えい等が</u>防止できる措置を講ずること。</p>	<p>6 地下貯蔵施設に係る点検</p> <p>1) 「6 地下貯蔵施設」の1)の①及び②の基準に適合する場合（①から③のいずれにも<u>に</u>適合する場合を除く。）には、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 491 2152 746"> <tr> <td data-bbox="1220 491 1827 660">① 地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検</td> <td data-bbox="1827 491 2152 660">1年1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 660 1827 746">② その他①と同等以上<u>の効果を有するに有害物質を含む水の漏えいが確認できる</u>方法による点検</td> <td data-bbox="1827 660 2152 746">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>2) 「6 地下貯蔵施設」の1)の①から③のいずれにも<u>の</u>基準<u>にも</u>適合する場合には、次の①又は②、及び③に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 874 2152 1214"> <tr> <td data-bbox="1220 874 1827 919">① 上記1) <u>の①</u>の点検</td> <td data-bbox="1827 874 2152 919">3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 919 1827 1002">② その他①と同等以上<u>の効果を有するに有害物質を含む水の漏えいが確認できる</u>方法による点検</td> <td data-bbox="1827 919 2152 1002">点検項目に応じた頻度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1002 1827 1214">③ 地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1827 1002 2152 1214">1<u>月週</u>に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u></td> </tr> </table> <p>3) 「6 地下貯蔵施設」の1)の④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1342 2152 1385"> <tr> <td data-bbox="1220 1342 1827 1385">① 措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1827 1342 2152 1385">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p><u>ただし、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない</u></p>	① 地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検	1年1回以上	② その他①と同等以上 <u>の効果を有するに有害物質を含む水の漏えいが確認できる</u> 方法による点検	点検項目に応じた頻度	① 上記1) <u>の①</u> の点検	3年に1回以上	② その他①と同等以上 <u>の効果を有するに有害物質を含む水の漏えいが確認できる</u> 方法による点検	点検項目に応じた頻度	③ 地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1 <u>月週</u> に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u>	① 措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
① 地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検	1年1回以上													
② その他①と同等以上 <u>の効果を有するに有害物質を含む水の漏えいが確認できる</u> 方法による点検	点検項目に応じた頻度													
① 上記1) <u>の①</u> の点検	3年に1回以上													
② その他①と同等以上 <u>の効果を有するに有害物質を含む水の漏えいが確認できる</u> 方法による点検	点検項目に応じた頻度													
③ 地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1 <u>月週</u> に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u>													
① 措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度													

	<p>2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3 配管等（地上配管）」又は「4 配管等（地下配管）」によること。</p>	<p><u>い地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに関する点検は、次の①又は②に掲げる項目及び頻度で行うことができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1220 199 2150 327"> <tr> <td data-bbox="1220 199 1276 239">①</td> <td data-bbox="1276 199 1825 239"><u>上記1) の①の検査</u></td> <td data-bbox="1825 199 2150 239"><u>3年に1回以上</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 239 1276 327">②</td> <td data-bbox="1276 239 1825 327"><u>その他①と同等以上の効果を有する方法による点検</u></td> <td data-bbox="1825 239 2150 327"><u>点検項目に応じた頻度</u></td> </tr> </table> <p>4) 「6 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3 配管等（地上配管）」に係る点検」又は「4 配管等（地下配管）」に係る点検」によること。</p>	①	<u>上記1) の①の検査</u>	<u>3年に1回以上</u>	②	<u>その他①と同等以上の効果を有する方法による点検</u>	<u>点検項目に応じた頻度</u>
①	<u>上記1) の①の検査</u>	<u>3年に1回以上</u>						
②	<u>その他①と同等以上の効果を有する方法による点検</u>	<u>点検項目に応じた頻度</u>						

表6-2 地下貯蔵施設設備等（既設）

既設 基準	<p>6既設 地下貯蔵施設</p> <p>1) 既設の地下貯蔵施設のうち、地下貯蔵施設本体は、次の①から④のいずれかに適合すること。</p> <p>① 「6 地下貯蔵施設」に規定する基準に適合すること。</p> <p>② 「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、②及び③の要件に適合すること。 (再掲)</p> <p>② <u>地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。</u></p> <p>③ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の適切な配置<u>その他のなど</u>、漏えい等を確認できる設備を設けること。</p> <p>③ 次の要件に適合すること。</p> <p>イ 「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、②の要件に適合すること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止することを目的として、貯蔵施設設備の内部に<u>コーティング内面ライニング</u>を行うこと。</p> <p>④ その他の②又は③と同等以上の<u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい等を防止できる措置を講ずること。</u></p> <p>2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3既設 配管等（地上配管）」又は「4既設 配管等（地下配管）」によること。</p>	<p>6既設 地下貯蔵施設に係る点検</p> <p>1) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の①に係る点検は、「6 地下貯蔵施設に係る点検」による。</p> <p>2) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1227 491 2152 703"> <tr> <td data-bbox="1234 496 1279 528">①</td> <td data-bbox="1294 496 1832 576">地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1848 496 2145 699">1月週に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u></td> </tr> </table> <p>3) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の③に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1227 831 2152 1086"> <tr> <td data-bbox="1234 836 1279 868">①</td> <td data-bbox="1294 836 1832 995">地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検</td> <td data-bbox="1848 836 2145 868">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1007 1279 1038">②</td> <td data-bbox="1294 1007 1832 1078">その他①と同等以上の<u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい</u>が確認できる方法による点検</td> <td data-bbox="1848 1007 2145 1038">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>4) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1227 1209 2152 1257"> <tr> <td data-bbox="1234 1214 1279 1246">①</td> <td data-bbox="1294 1214 1832 1246">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1848 1214 2145 1246">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>5) 「6既設 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3既設 配管等（地上配管）」に係る点検又は「4既設 配管等（地下配管）」に係る点検によること。</p>	①	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月週に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u>	①	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検	1年に1回以上	②	その他①と同等以上の <u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい</u> が確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月週に1回以上 <u>(有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</u>												
①	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検	1年に1回以上												
②	その他①と同等以上の <u>効果を有するに有害物質を含む水の漏えい</u> が確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度												
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度												



C 基準	3) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「6既設 地下貯蔵施設に係る点検」の6)に <u>定める基づく</u> 点検を行わなければならない。	6) 「6既設 地下貯蔵施設」の3)に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。
	4) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3既設 配管等（地上配管）」又は「4既設 配管等（地下配管）」によること。	7) 「6既設 地下貯蔵施設」の4)に係る点検は、「3既設 配管等（地上配管）」に係る点検」又は「4既設 配管等（地下配管）」に係る点検」によること。

①	上記3)の①の点検	1年に1回以上
②	その他①と同等以上の <u>の効果を有するに有害物質を含む水の漏えいが確認できる</u> 方法による点検	点検項目に応じた頻度

表7 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法			
新設 基準 A基準 及び 既設 基準 A基準 及び B基準	7 使用の方法 1) 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転は、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないよう、次の方法で行うこと。 ① 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。 ② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。 ③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 2) 有害物質使用特定施設等の使用の方法（上記1）に係るものに限る。）に関する管理要領が明確に定められていること。	7 使用の方法に係る点検 1) 「7 使用の方法」に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1279 368 2152 496"> <tr> <td data-bbox="1279 368 1335 496">①</td> <td data-bbox="1335 368 1832 496">使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無</td> <td data-bbox="1832 368 2152 496"><u>1年に1回以上</u>、使用の方法に関する管理要領に基づき設定</td> </tr> </table>	①	使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無	<u>1年に1回以上</u> 、使用の方法に関する管理要領に基づき設定
①	使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無	<u>1年に1回以上</u> 、使用の方法に関する管理要領に基づき設定			
既設基準 （施行後3年まで） C基準	3) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)及び2)の基準に適合していない場合は、「6 使用の方法に係る点検」の2)に <u>定める基づく</u> 点検を行わなければならない。	2) 「7 使用の方法」の3)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1279 850 2152 935"> <tr> <td data-bbox="1279 850 1335 935">①</td> <td data-bbox="1335 850 1832 935">有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無</td> <td data-bbox="1832 850 2152 935">1年に1回以上</td> </tr> </table>	①	有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上
①	有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上			